

三陸復興公営住宅私案

-地形を利用し、土地のかさ上げに頼らない住宅地再建の建築的提案-

土地のかさ上げには地盤改良が必須であり、地形の変更と共に景観的に大きなインパクトがあります。土地のかさ上げという土木的手法に対して建築的手法でできることを提案します。

今回の津波被害への対処して住宅等の高地移転が採用されつつありますが、これにはいまだ解決されていない、いくつかの問題が内在されています。それは

- 地盤のかさ上げは地震の際の液状化への対処を前提とする必要があり、そのための膨大な費用を要する。
- 土地の形質を大きく変えるので、景観上非常に大きなインパクトがある。
- とくに漁業関係者にとって、海から離れた土地への移転は、住居と職場(海岸および海)のかい離をともなう。

などがあげられます。

これに対して、土木手法ではなく建築的手法によって解決する手段があり、それについて提案いたします。

これには、今回の津波が到来した高さより低い地盤(浸水したレベルの地盤)をそのレベルのまま利用するものです。

■地形に則した建築形

高台に切土/盛土により平地の建築用地をつくるのではなく、造成に頼らず斜面なりにつくることで、土地の形状を変えない手法。

この場合、津波到達高さより低い地面レベルの(海側の)場所に対しては、建物を高床式(RC造の人工地盤上の建築)として対処します。地盤レベルの低い(海に近い)場所を利用することは、特に漁家にとって職住近接(物理的に少しでも海に近いこと)は、大きな意味を持つと考えられます。鉄筋コンクリートの人工地盤上に建物を建築することで、この部分に万一津波が襲来しても構造的に耐えることができ、機能的にも問題なく利用できます。

これは、独立住宅でも、集合住宅(復興公営住宅)でもどちらでも対応可能な手法です。



